

学校法人松山大学共同研究取扱規程

2019(令和元)年5月7日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松山大学（以下「法人」という。）における民間機関等との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定める。ただし、松山大学薬学部客員共同研究員規程による共同研究は除く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間機関等 商法等に基づき設立された会社、地方公共団体、独立行政法人等外部の機関（国を含む。）をいう。
- (2) 共同研究
 - イ 本学において民間機関等から研究員及び研究経費等又はそのいずれかを受入れて、本学の教員が当該民間機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。
 - ロ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、民間機関等から研究員及び研究経費等又は研究経費等を受入れるものをいう。
 - ハ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、研究経費等の受入れがないものをいう。ただし、この場合は、共同研究員の条件は問わない。
- (3) 共同研究担当者 本学の教育職員であって当該共同研究を担当する者をいう。
- (4) 共同研究機関 この規程により、本学と共同研究を行う民間機関等をいう。
- (5) 共同研究員 民間機関等において、現に研究業務に従事しており、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣される者をいう。

2 この規程において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国におけるこれらに相当する権利
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受けることができる地位及び外国におけるこれらに相当する権利
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作

物の著作権並びに外国におけるこれらに相当する権利

- (4) (1), (2)及び(3)に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値があるもののうちから法人と共同研究機関が協議のうえ、特に指定するものを使用する権利

(受付と手続き)

第3条 共同研究機関と共同研究担当者は、共同研究申込書（様式第1号）、共同研究経費算定内訳書（様式第2号）、共同研究員調書（様式第3号）を作成し、研究業績一覧及び推薦書を添えて、原則として研究を開始する日の30日前までに総合研究所に提出するものとする。ただし、第2条第1項第2号ハに該当する共同研究は共同研究経費算定内訳書の提出を要しない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に共同研究機関と共同研究担当者が、総合研究所に申出をし、共同研究担当者の所属する学部、大学院研究科又は短期大学（以下「学部等」という。）の長及び理事長と協議をすることとする。

- (1) 共同研究の受入れに伴い、施設の整備等特段の措置を講ずる必要があると認められる場合
- (2) 第14条第2項ただし書きに該当する場合
- (3) 第14条第3項に該当する場合
- (4) 当該共同研究が国際機関若しくは国際的に組織された団体又は外国の政府、外国の団体若しくは外国人からの申込みである場合

(受入れの決定)

第4条 共同研究の受入れは、当該研究が本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、学部等における審議を経て、理事長が決定する。

2 共同研究の受入れが決定されたときは、理事長は、学部等の長、共同研究担当者及び共同研究員、共同研究機関に共同研究員受入れ許可書（様式第4号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 共同研究の受入れが決定された場合には、理事長と共同研究機関が、共同研究に関する契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

(契約の期間)

第6条 共同研究の契約期間は、原則として3か月以上で5年を超えないものとする。

(研究期間等の変更等)

第7条 共同研究機関の長は、共同研究員が研究を中断若しくは中止し、又は研究期間その他事項を変更しようとするときは、共同研究期間等変更申請書（様式第5号）により、学部等の長を経て理事長に申出なければならない。

2 共同研究の変更について、共同研究担当者及び共同研究員と法人及び共同機関等が協議をし、理事長が変更を承認した場合には、共同研究期間等変更許可書（様式第6号）により共同研究

機関に通知し、学部等の長に報告するものとする。

(施設等の利用)

第8条 共同研究員は、その研究に必要な本学の諸施設及び設備を、本学の教育研究に支障のない範囲において利用することができる。

(研究の場所)

第9条 共同研究担当者は、本学において行う研究又は分担して行う研究に必要な場合には、共同研究機関の施設において研究を行うことができる。

(事故等の補償)

第10条 共同研究員が研究中に人身事故等に遭遇した場合は、共同研究員の所属する共同研究機関が、職員に適用する補償制度で対応しなければならない。

2 法人は、共同研究員が故意又は過失により本学の設備等に損害を与えた場合は、その損害賠償を共同研究機関に請求することができる。

(受入れの取消し)

第11条 理事長は、共同研究員が法人の規則等に違反し、又は本学の教育研究に重大な支障を生じさせたときは、学部等の教授会等の議を経て受入れの許可を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により受入れの許可を取り消したときは、共同研究機関にその旨を通知しなければならない。

(経費の取扱い)

第12条 共同研究に要する経費（以下、「共同研究経費」という。）は、共同研究機関が負担するものとする。ただし、第2条第1項第2号ハに該当する共同研究はこの限りでない。

2 共同研究機関は、当該共同研究契約の締結後、指定された期日までに共同研究経費を納付することとする。ただし、複数年度契約に係る2年度目以降の経費については、当該共同研究契約書で定められた額を指定された期日までに納付することとする。

(研究料)

第13条 共同研究機関の長は、共同研究員の受入れの許可のあったときは、共同研究員にかかる研究料として、別表に定める研究料を直ちに納付しなければならない。ただし、第2条第1項第2号ハに該当する共同研究はこの限りでない。

2 図書館事務部の長は、共同研究員の受入れ決定のあったときは、共同研究機関の長に請求書を送付するものとする。

3 研究料は、分割して支払うことができる。

4 研究料を納付しないときは、許可を取り消すことができる。

5 既納の研究料は、原則として返付しない。

(経費の内訳)

第14条 共同研究経費は、旅費交通費、消耗品費、研究支援者等の人件費、機器備品費等の物件

費など共同研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）及び、共同研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）とで構成される。

ただし、第2条第1項第2号ハに該当する共同研究はこの限りでない。

2 間接経費は、共同研究経費の10%に相当する額を標準とする。ただし、競争的資金（資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金をいう。）による研究費で共同研究機関側の事情により10%に相当する額と異なる額となる場合には、法人と共同研究機関とが合意した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、理事長がやむを得ないと認めるときは、直接経費のみとすることができる。

(1) 共同研究機関が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その分担により共同研究をすることが明確なものを含む。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人又は地方公共団体であつて、共同研究において間接経費を措置することができない場合

(2) 競争的資金のうち、当該研究資金にかかる間接経費が措置されていない場合

4 共同研究を完了、又は中止し、若しくはその期間を変更した場合において、共同研究経費の額に不用が生じ、共同研究機関から不用となった額について返還の請求があつた場合には返還するものとする。ただし、共同研究機関からの申出により中止する場合には、原則として共同研究経費は返還しない。

（経費の支出）

第15条 法人は、共同研究担当者には、直接経費に相当する額の範囲内で研究に必要な経費を支出する。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、直接経費に相当する額を超えて支出することができる。

2 共同研究経費の出納については、学校法人会計において処理する。

（秘密の保持）

第16条 法人及び共同研究機関は、本共同研究に関連して相手方から開示され、又は知り得た相手方所有の情報であつて、開示又は知り得た際に秘密である旨が明示された情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、事前の相手方の承諾なしに第三者に開示してはならず、本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではない。

(1) 開示のときに、既に公知であつた情報又は既に自己が保有していた情報

(2) 開示後、自己の責によらず公知となった情報

(3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

(4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報

2 法人及び共同研究機関は、契約期間を終えた後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（研究の進行状況の報告）

第17条 共同研究担当者は、複数年度にわたる共同研究を実施したときは、各年度ごとに当該研究の進行状況を、学部等の長に報告するものとする。

2 共同研究担当者と共同研究員は、前項の規定による報告を受けたときは、共同研究（完了・進行状況）報告書（様式第7号）、共同研究経費収支内訳書（様式第8号）により、理事長に報告するものとする。ただし、第2条第1項第2号ハに該当する共同研究は共同研究経費収支内訳書の提出を要しない。

3 共同研究担当者と共同研究員は、研究期間中、共同研究の進行状況について、必要に応じて共同研究機関と協議のうえ、報告会を開催するものとする。

（発明の届出）

第18条 共同研究担当者は、当該研究の結果又はその過程で発明を行った場合は、学部等の長を経由して、速やかに理事長に届け出なければならない。

（特許権等の実施）

第19条 理事長は、共同研究の結果又はその過程で生じた発明につき、共同研究機関又は共同研究機関の指定する者に限り、10年を超えない範囲内において独占的に実施させることができる。ただし、この期間は必要に応じて更新することができるものとする。

2 前項の場合において、共同研究機関又は共同研究機関の指定する者が当該発明を独占的に実施できる期間中、一定期間（理事長と共同研究機関が協議して定めた期間）を超えて、正当な理由なく当該発明を実施しないときは、理事長は、共同研究機関及び共同研究機関の指定する者以外の者に対し、共同研究機関又は共同研究機関の指定する者の意見を聴取のうえ、当該発明の実施を許諾することができる。

3 前2項により、当該発明の実施を許諾したときは、別に定める実施料を徴収するものとする。

4 共同研究により取得した動産・不動産及び共同研究により生じた特許権等の帰属は、共同研究機関と協議のうえ、契約において決定する。

5 共同研究の結果又はその過程で生じた実用新案権及び実用新案登録を受ける権利についても準用するものとする。

（共同研究の完了）

第20条 共同研究を完了したときは、共同研究担当者は速やかに共同研究（完了・進行状況）報告書（様式第7号）、共同研究経費収支内訳書（様式第8号）により研究成果を学部等の長を経て理事長に報告するとともに、共同研究機関に報告するものとする。ただし、第2条第1項第2号ハに該当する共同研究は共同研究経費収支内訳書の提出を要しない。

（研究成果の公表）

第21条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとする。

2 学部等の長は、前項の研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、共同研究機関と協議のうえ、定めるものとする。

(その他の事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、共同研究に関し必要な事項は、法人と共同研究機関で協議のうえ、定めるものとする。

(所管)

第23条 この規程に関する事務は、図書館事務部総合研究所事務課が行う。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、総合研究所運営委員会及び教学会議の議を経て、常務理事会が行う。

附 則

この規程は、2019(令和元)年5月7日から施行する。

附 則 (2025(令和7)年3月28日)

この規程は、2025(令和7)年4月1日から施行する。

別表 (研究料)

| 共同研究員 | 区分 | 月額 |
|-------|-------------|---------|
| | 実験(臨床を含む。)系 | 36,000円 |
| | 非実験系 | 18,000円 |